

令和2年2月27日（木）

保護者の皆様へ

大阪狭山市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素は本市の教育活動にご理解・ご協力賜り、ありがとうございます。

この度大阪府教育委員会より、市町村教育委員会に対し、幼児児童生徒に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の臨時休校等の対応について要請がありました。

つきましては、本市における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の臨時休業や、発熱等の症状がみられる幼児児童生徒の出席停止について、下記のとおり対応させていただきますので、ご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の臨時休業について

(1) 大阪狭山市内の学校園において、幼児児童生徒等に感染者が確認された場合

ステージ1 1校園だけで確認された場合

⇒ 当該幼児児童生徒等が在籍する学校園を2週間臨時休業とします。

ステージ2 臨時休業の学校園が複数出た場合

⇒ 大阪狭山市立全学校園を2週間臨時休業します。

※ステージ1であっても、感染者の行動履歴（他校との合同行事に参加、部活動で交流等）により、状況に応じて全学校園の臨時休業も検討します。

(2) 大阪狭山市内の学校園に在籍する幼児児童生徒において、濃厚接触者（注）が確認された場合（注：感染者と接触した方等で保健所により特定された方）

⇒ 当該幼児児童生徒等が在籍する学校園の一部（学級、学年等）または全部を臨時休業とします。

2. 発熱等の症状がある幼児児童生徒の出席停止措置について

(1) 幼児児童生徒に発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは、登校（園）させず、自宅で休養させるとともに、その旨を学校園にご連絡ください。その場合、1日目であっても「病欠欠席」ではなく、「出席停止」とします。またこの措置は令和2年2月27日（木）より3月31日（火）までの期間において実施いたします。

(2) 下記A・Bのいずれかに該当する場合は、最寄りの「帰国者接触者相談センター」（保健所）へ連絡し、感染の可能性やその後の対応について相談してください。

- A 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けている期間を含む）
- B 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

3. 卒業（園）式・入学（園）式等の対応について

学校園の卒業（園）式や入学（園）式等は、かけがえのない行事である一方で、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催方式の工夫について十分検討する必要があります。卒業（園）式や入学（園）式等の開催にあたっては、例年の開催方式を見直し、規模の縮小や時間短縮等の措置を講ずる可能性がありますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。